

平成26年（行ウ）第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国 ほか1名

## 準備書面（32）

平成30（2018）年8月8日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 河 合 弘 之 ほか

函館地裁判決（甲A56）は、主要な争点についての判断を回避しており、訴訟上の信義則に反して違法であるとともに、本件において参照される価値はない。

### 目次

第1	はじめに.....	2
第2	函館地裁が整理した争点.....	2
第3	証人尋問の概要.....	3
	(1) 菅野榮子（福島県飯館村の被害者）.....	4
	(2) 佐藤暁（元GEの原子力技術者）.....	4
	(3) 渡辺満久（東洋大学教授・変動地形学）.....	4
	(4) 山崎晴雄（首都大学東京名誉教授・地震地質学，地形発達史，第四紀学）.....	5
	(5) 伝法谷宣洋（電源開発社員）.....	5
	(6) 坂本大輔（電源開発社員）.....	6

(7) 小林哲朗（電源開発社員） .....	6
(8) 鞍本貞之（電源開発社員） .....	7
(9) 若林利男（東北大学名誉教授・MOX 燃料等） .....	7
第4 函館地裁判決の判示 .....	8
第5 まとめ .....	10

## 第1 はじめに

函館地裁における大間原子力発電所建設・運転差止等請求事件は、平成22年7月22日、第1次訴訟の提訴後、合計28回の裁判期日を重ねた。そして、函館地裁は、本件の争点を後記17点に整理し（甲A56函館地裁判決15頁）、合計9名の証人尋問を実施した。

ところが、函館地裁判決は、大間原子力発電所の設置変更許可申請に対する規制委員会の審査及び判断が未了であることを理由として、規制委員会の審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか否か、のみについて判断するとして、審査基準への適合性の問題に関する事項については、判断を回避した。

しかしながら、上記合計9名の証人の証言内容のほとんどは、審査基準への適合性の問題に関するものであった。すなわち、函館地裁判決の判示内容には、ほとんど無意味な証人であったことになる。

函館地裁のかかる訴訟指揮は、訴訟上の信義則に反して違法というべきであるとともに、本件において参照される価値はない。以下、その詳細を述べる。

## 第2 函館地裁が整理した争点

函館地裁自らが整理した争点は、以下の17点である（函館地裁判決15頁）。

### 「1 被告電源開発に対する差止請求について

- (1) 生命・身体への具体的危険性の判断の在り方（争点1）
  - (2) 具体的危険性 その1－主に審査基準の合理性の問題（争点2）
  - (3) 具体的危険性 その2－主に審査基準への適合性の問題
    - ア 基準地震動の策定（争点3）
    - イ 本件原発周辺の海底断層（争点4）
    - ウ 本件敷地内及びその周辺の断層（争点5）
    - エ 本件敷地内及びその周辺の地質，地盤（争点6）
    - オ 火山対策（争点7）
    - カ 津波対策（争点8）
  - (4) 具体的危険性 その3－その他
    - ア 立地審査指針適合性（争点9）
    - イ 被告電源開発の技術的能力（争点10）
    - ウ 改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）の構造（争点11）
    - エ フルMOX炉心（争点12）
    - オ 使用済燃料貯蔵槽（争点13）
- 2 被告電源開発に対する慰謝料請求について
- (1) 故意・過失（争点14）
  - (2) 原告らの法益侵害及び損害の発生（争点15）
- 3 被告国に対する慰謝料請求について
- (1) 本件設置許可処分の違法性等（争点16）
  - (2) 不作為の違法性（争点17）
  - (3) 原告らの法益侵害及び損害の発生（争点15）」

### 第3 証人尋問の概要

そして、函館地裁は、上記争点を審理するため、以下のとおり、原告側3名、被告電源開発側6名、合計9名の証人尋問を実施した。その証人尋問の概要は、以下のとおりである。

(1) 菅野榮子（福島県飯舘村の被害者）

菅野榮子証人は、福島県飯舘村に居住していた者であり、福島第一原発事故により強制避難を強いられた被害者である。同証人は、事故前の生活と事故後の避難生活の過酷さをつぶさに証言し、原発事故被害の甚大さについて証言した。

(2) 佐藤暁（元 GE の原子力技術者）

佐藤暁証人は、元 GE の原子力技術者であり、IAEA、NRC、EURの国際的規制基準に共通する原発の安全性の考え方は確実な保守性を重視するものであること、日本の規制基準の考え方が国際的に共通する原発の安全性の考え方と異なり非保守的であり必要な安全性を確保していないこと、IAEA、NRC、EURの基準に比べて、日本の基準が安全確保策として不十分であること、福島原発事故の教訓を当事国である日本が十分に取り入れていないことについて、立地基準、電源喪失の想定、シビアアクシデント対策等を通覧して証言した。

佐藤暁証人の証言内容は、まさに、規制委員会の審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか否かに関する事項であった（ただし、函館地裁判決は、その証言内容に真正面から向き合うことなく、ごく一部だけを取り上げた上で排斥した）。

(3) 渡辺満久（東洋大学教授・変動地形学）

渡辺満久証人は、大間北方沖活断層について研究している研究者であり、本件においては、同活断層の存在についての根拠について詳細に説明し、さらには敷地内断層の存在とそれが活動する活断層であることについても詳細に証言した。これに対して、被告電源開発は、それを覆すべく反対尋問したが、同証人の証言は崩れることがなかった。

このように、渡辺満久証人の証言内容は、本件原発の審査基準への適合性の問題に関する事項であって、規制委員会の審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか否か、に関する事項ではなかった。

(4) 山崎晴雄（首都大学東京名誉教授・地震地質学，地形発達史，第四紀学）

山崎晴雄証人は，大間北方沖活断層が存在しないこと，敷地内のシーム S-10 等が将来活動する可能性のある断層等ではないこと，第4系中の変状が本件原子力発電所の安全性に重大な影響を与えるおそれがないことを立証趣旨に申請され，それらについて被告電源開発の側に立って証言した。その反対尋問では，この証人の証言内容についての議論がなされ，たとえば大間北方沖活断層の北側の海底水道をはさむ大陸棚外縁に大きな高度差があることが指摘され，山崎証人は一応の説明をしたが，それが不十分であることは渡辺満久証人の作成した意見書によつて的確に反論されている。

このように，山崎晴雄証人の証言内容は，本件原発の審査基準への適合性の問題に関する事項であつて，規制委員会の審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか否か，に関する事項ではなかつた。

(5) 伝法谷宣洋（電源開発社員）

伝法谷宣洋証人は，被告電源開発が本件敷地及びその周辺において地質・地盤，地震，津波，火山等に係る詳細な調査・観測等を実施し，これらの自然環境を十分に把握した上で，本件原子力発電所に係る自然的立地条件を想定したこと，本件原子力発電所に係る火山の影響評価の考え方が妥当であることを立証趣旨として申請され，大間北方沖活断層が存在しないとする被告電源開発の主張する根拠，敷地内の断層系に活動性がないことなどについて説明し，また火山噴火についても，銭亀火山に将来の活動可能性がない，火山灰についても使われたシミュレーションコードについて説明するなどして，安全性が損なわれないと証言した。これについて，反対尋問では，被告電源開発の行ったボーリング調査等が不十分なものであるなど，個別具体的に反論がなされている。

そもそも，伝法谷宣洋証人は電源開発の社員であつて，規制委員会による審査を受ける立場であるから，このような証人が，規制委員会の審査に用いられた具

体的審査基準の不合理性について証言することはおおよそ考えがたい。現に、伝法谷宣洋証人の証言内容は、本件原発の審査基準への適合性の問題に関する事項であって、規制委員会の審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか否か、に関する事項ではなかった。

(6) 坂本大輔（電源開発社員）

坂本大輔証人は、本件原子力発電所では、本件敷地周辺における地震発生状況といった地震環境等の調査・検討の結果を踏まえつつ、保守的な条件を設定した地震動評価を行っており、その評価結果に対して更に保守的に基準地震動を策定していること、安全上重要な建物・建築物は基準地震動に対して余裕をもった設計が行い、十分な耐震安全性を確保していることを立証趣旨として申請され、内陸地殻内地震については、F-14 断層についてどのような断層モデルを策定して、どのように地震動評価をしたかについて説明するなどし、震源を特定せず策定する地震動をどう策定したかについても説明をした。また耐震設計としても、十分な余裕があるなどと証言した。これについて、反対尋問では、被告電源開発の行っている地震動想定「不確かさの考慮」が不十分であることなど、個別具体的に反論がなされている。

そもそも、坂本大輔証人は電源開発の社員であって、規制委員会による審査を受ける立場であるから、このような証人が、規制委員会の審査に用いられた具体的審査基準の不合理性について証言することはおおよそ考えがたい。現に、坂本大輔証人の証言内容は、本件原発の審査基準への適合性の問題に関する事項であって、規制委員会の審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか否か、に関する事項ではなかった。

(7) 小林哲朗（電源開発社員）

小林哲朗証人は、安全確保対策について証言する証人であり、福島事故をきっかけに制定された新規制基準その他の最新の知見を踏まえて事故防止に係る安全

対策強化等について証言した。これに対して、被告電源開発の安全対策が不十分であるとの指摘がその反対尋問でなされた。

そもそも、小林哲朗証人は電源開発の社員であって、規制委員会による審査を受ける立場であるから、このような証人が、規制委員会の審査に用いられた具体的審査基準の不合理性について証言することはおおよそ考えがたい。現に、小林哲朗証人の証言内容の大半は、本件原発の審査基準への適合性の問題に関する事項であり、規制委員会の審査に用いられた具体的審査基準についての言及は、基準の説明をしただけのものであった。

(8) 鞍本貞之（電源開発社員）

鞍本貞之証人は、本件原子力発電所の安全上重要な設備について十分な耐震安全性を有する設計をしていくこと、想定される火山事象により影響を受ける可能性のある安全上重要な施設に対し必要な対策を講じて安全性を確保することを立証趣旨として請求された証人であり、同証人は、この趣旨に沿って証言した。これに対して、反対尋問で、被告電源開発による安全確保が不十分であることが指摘された。

そもそも、鞍本貞之証人は電源開発の社員であって、規制委員会による審査を受ける立場であるから、このような証人が、規制委員会の審査に用いられた具体的審査基準の不合理性について証言することはおおよそ考えがたい。現に、鞍本貞之証人の証言内容の大半は、本件原発の審査基準への適合性の問題に関する事項であり、規制委員会の審査に用いられた具体的審査基準についての言及は、基準の説明をしただけのものであった。

(9) 若林利男（東北大学名誉教授・MOX燃料等）

若林利男証人は、MOX燃料及びMOX装荷炉心の特性について証言するために申請された証人であり、MOX燃料の特性がウラン燃料と変わりがなく、MOX燃料のみを装荷した炉心の核的特性が、ウラン燃料のみを装荷した炉心の炉心特性とそれほ

ど大きく変わらないことを立証趣旨として申請され、その旨の証言をした。これに対して、原告らは、MOX 燃料、MOX 燃料のみを装荷する炉心特有の危険性が否定できないとの点から反対尋問を行った。

このように、若林利男証人の証言内容は、MOX 燃料の特性（その安全性ないし危険性）に関する事項であって、規制委員会の審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか否か、に関する事項ではなかった。

#### 第 4 函館地裁判決の判示

函館地裁は、上記の証人尋問を行ったにもかかわらず、函館地裁判決は、上記 17 点の争点（函館地裁判決 15 頁）のうち、争点 1, 2, 及び 15 について判断したのみで、その他の争点については判断しなかった。函館地裁判決が、判断を回避した理由は、以下のとおりとされている。

「本件設置変更許可申請に対し規制委員会の許可がなされる具体的な見通しが立っておらず、本件原発の運転開始の具体的目途が立っていない現時点で、本件原発において、人格権侵害をもたらすおそれのある重大な事故が発生する具体的危険性を直ちに認めることは困難である」（函館地裁判決 166 頁）

「人格権侵害の具体的危険性、すなわち、原発の安全性についての裁判所の審理、判断は、規制委員会の調査審議及び判断に不合理な点があるか否か、あるいは、当該原子炉施設が同審査基準に適合するとの審議・判断に不合理な点があるか否か、という観点で審理、判断がされるべきである」（函館地裁判決 167 頁）

「現時点では、本件設置変更許可申請に対する規制委員会の安全審査及び処分は未だなされていないが、規制委員会が本件原発の安全審査に用いる具体的審査基準それ自体（略）に不合理な点がある場合は、原則として規制委員会による適正な審査を期待することができない上、本件設置変更許可申請における諸施設や設備の変更等もかかる不合理な審査基準を想定してなされたものと事実上推認されるから、（略）、本件原発が安全性を欠き重大な事故発生 of 具体的危険性が否定で



きないものとして、その建設及び運転の差止めを認めるべきである。

他方、それ以外の場合には、(略)、本件設置変更許可申請に対する規制委員会の安全審査及び処分が未だなされておらず、本件原発が運転を開始する具体的な目途も立っていない現時点において、本件原発に重大な事故発生 of 具体的危険性があると認めることは困難であり、かつ、裁判所が規制委員会の審査に先立って、安全性に係る現在の具体的審査基準に適合するか否かについて審理判断すべきではないから、裁判所が、安全性に係る現在の具体的審査基準に適合しないと理由で、本件原発の建設及び運転の差止めを命ずることはできない」(函館地裁判決168頁)

「その余の争点(争点3から13まで)は、主として又はもっぱら、具体的審査基準の合理性の問題を離れた本件原発の危険性が問われているものであるところ、前記第1の2で説示のとおり、本件差止請求における本件原発の安全性についての裁判所の審理、判断は、規制委員会の審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか否か、あるいは、同審査基準に適合するとの審議判断に不合理な点があるか否かという観点からなされるべきであり、審査基準の合理性又は同審査基準への適合性との関連性が明らかではない主張は失当というべきである。また、本件設置変更許可申請に対する規制委員会の審査及び判断が未了の現時点において、同審査基準に適合しないことを理由として、重大な事故が発生する具体的危険性を直ちに認めることは困難であって、かかる理由で本件原発の建設、運転の差止を認めることはできない」(函館地裁判決239頁)。

函館地裁判決は、ようするに、大間原子力発電所の設置変更許可申請に対する規制委員会の審査及び判断が未了であることを理由として、規制委員会の審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか否か、のみについて判断するとして、審査基準への適合性に関する事項については、判断を回避したのである。

## 第5 まとめ

以上のとおり、被告電源開発の4名の社員証人は、もともと、規制委員会による審査を受ける立場であるから、このような証人が、規制委員会の審査に用いられた具体的審査基準の不合理性について証言することはおおよそ考えがたく、また、現に、証言内容のほとんどは、審査基準への適合性の問題に関するものであった。

さらに、渡辺満久証人及び山崎晴雄証人の証言内容は、大間北方沖活断層の存否という、もっぱら審査基準への適合性の問題に関するものであって、函館地裁判決の内容からすれば、全く必要のない証人であった。

函館地裁が、当初から、審査基準への適合性の問題に関する事項については判断できない、と考えていたのであれば、訴訟遂行上の信義則として、証人採否の段階で、当事者に対して、その旨を明らかにすべきであった。函館地裁がこのような方針を明らかにしていれば、原告側は、この時点で証人尋問を実施することには同意しないという選択肢があったし、少なくとも、より適切な証人を準備するという選択肢があったのに、その機会を奪われたからである。

そうではなく、函館地裁が、証人採用時ないし証人尋問実施時には、審査基準への適合性の問題に関する事項についても判断することを考えていたが、その後、方針を変更したのであったとしても、やはり、訴訟遂行上の信義則として、結審する前に、当事者に対して、その旨を明らかにすべきであった。函館地裁がこのような方針を明らかにしていれば、原告側は、結審することには同意せず、規制委員会による審査基準への適合性の判断を待ち、その判断についての主張・立証をするという選択肢があったのに、その機会を奪われたからである。

函館地裁のかかる訴訟指揮は、訴訟上の信義則に反して違法というべきであるとともに、本件において参照される価値はない。

以上